

○文部科学省令第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項、第百三十六條（同法第百六十七條第二項において準用する場合を含む。）並びに第百三十九條第一項（同法第百六十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要文化的景觀に係る選定及び届出等に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

重要文化的景觀に係る選定及び届出等に関する規則

（法第百三十四條第一項の文部科学省令で定める基準）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第百三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 選定の申出に係る文化的景觀（以下「文化的景觀」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景觀保存計画」という。）を定めていること。

二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。

三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。

2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 文化的景観の位置及び範囲

二 文化的景観の保存に関する基本方針

三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

四 文化的景観の整備に関する事項

五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

（選定の申出）

第二条 法第三百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文

部科学大臣に提出するものとする。

一 文化的景観の名称

二 文化的景観の種類

三 文化的景観の所在地及び面積

四 文化的景観の保存状況

五 文化的景観の特性

六 文化的景観保存計画

七 その他参考となるべき事項

2 前項の選定申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 文化的景観の位置及び範囲を示す図面

二 文化的景観の概況を示す写真

三 文化的景観に係る規制に関する書類

四 所有者等の同意を得たことを証する書類

五 その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出書の記載事項等)

第三条 法第三百三十六条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 重要文化的景観の名称

二 選定年月日

三 重要文化的景観の所在地

四 選定の申出を行った都道府県又は市町村

五 所有者等の氏名又は名称及び住所

六 滅失又はき損の事実の生じた日時

七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況

八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響

十 滅失又はき損の事実を知った日

十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第四条 法第三百三十六条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は

鉤物の掘採に係る行為

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条に規定する緑地保全地域、同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に

係る行為

(現状変更等の届出)

第五条 法第三百三十九条第一項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下

「現状変更等」という。)の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 重要文化的景観の名称

二 選定年月日

三 重要文化的景観の所在地

四 選定の申出を行った都道府県又は市町村

五 所有者等の氏名又は名称及び住所

六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七 現状変更等を必要とする理由

八 現状変更等の内容及び実施の方法

九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観

に及ぼす影響に関する事項

十 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十一 現状変更等に係る地域の地番

十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

十三 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌（ぶつ）を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

3 前項第二号の実測図及び第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。  
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第六条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第七条 法第百三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知)

第八条 各省各庁の長が、重要文化的景観の滅失若しくはき損又は現状変更等について、法第百六十七条第

一項第三号の規定により通知する場合については第三条の規定を、法第百六十七条第一項第六号の規定により通知する場合については第五条及び第六条の規定を準用する。

- 2 法第百六十七条第二項において準用する法第百三十六条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第四条の規定を、法第百六十七条第二項において準用する法第百三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条の規定を準用する。

#### 附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十七号

重要文化的景観選定基準を次のように定め、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

重要文化的景観選定基準

文部科学大臣 中山 成彬

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

(一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

(四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

(五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

(七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地

(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すも

ので典型的なもの又は独特のもの

○文部科学省告示第四十二号

昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十八号（重要有形民俗文化財指定基準）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「生活階層」を「生活様式」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

(四) 技術的特色を示すもの

第三項中「他民族」を「我が国民以外の人々」に改める。

改

正

後

現

行

（傍線の部分は改正部分）

一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(一) 衣食住に用いられるもの 例えは、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

(二) 生産、生業に用いられるもの 例えは、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

(三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えは、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

(四) 交易に用いられるもの 例えは、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

(五) 社会生活に用いられるもの 例えは、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等

(六) 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えは、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

(八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣装、道具、楽器、面人形、玩具、舞台等

(九) 人の一生に関して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(十) 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(一) 歴史的変遷を示すもの

(二) 時代的特色を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

(四) 技術的特色を示すもの

(五) 生活様式の特色を示すもの

(六) 職能の様相を示すもの

三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(一) 衣食住に用いられるもの 例えは、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

(二) 生産、生業に用いられるもの 例えは、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

(三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えは、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等

(四) 交易に用いられるもの 例えは、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

(五) 社会生活に用いられるもの 例えは、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等

(六) 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

(七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えは、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

(八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣装、道具、楽器、面人形、玩具、舞台等

(九) 人の一生に関して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

(十) 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの

(一) 歴史的変遷を示すもの

(二) 時代的特色を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

(四) 生活階層の特色を示すもの

(五) 職能の様相を示すもの

三 他民族に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

○文部科学省告示第四十三号

重要無形民俗文化財指定基準（昭和五十年文部省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、  
平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

本則中「一に」を「いずれかに」に改め、本則に次の一項を加える。

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 技術の発生又は成立を示すもの
- (二) 技術の変遷の過程を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現<br>行                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p> <p>二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> <p>三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 技術の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 技術の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> | <p>一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p> <p>二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの</p> <p>(一) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> |

○文化庁告示第十二号

昭和二十九年文化財保護委員会告示第五十九号（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文化庁長官 河合 隼雄

第一項及び第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四項中「他民族」を「我が国民以外の人々」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を第五項とする。

第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とする。

第二項の次に次の一項を加える。

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(一) 技術の発生又は成立を示すもの

(二) 技術の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの</p> <p>(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p> <p>二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの</p> <p>(一) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> <p>三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの</p> <p>(一) 技術の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 技術の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> <p>四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するために特に必要なもの</p> <p>五 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの</p> | <p>一 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、重要なもの</p> <p>(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p> <p>二 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの</p> <p>(一) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(二) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(三) 地域的特色を示すもの</p> <p>三 無形の民俗文化財のうち前二項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するために特に必要なもの</p> <p>四 他民族に係る前三項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの</p> |

○文部科学省令第七号

文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部を改正する省令

登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十三条」に改め、「現状変更」の下に「及び輸出」を加え、「（第十二条―第十七条）」を「（第十四条―第二十一条）」に改める。

第一条中「第五十六条の二」を「第五十七条」に改め、同条第五号中「登録有形文化財の」を「登録有形文化財が建造物であるときは、その」に改め、「大きさ」の下に「並びに建設の年代又は時代」を加え、同

条第六号を次のように改める。

六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

第二条中「第五十六条の二の二」を「第五十八条」に改め、同条第五号中「登録有形文化財の」を「登録有形文化財が建造物であるときは、その」に改め、同条に次の一号を加える。

六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

第五条中「第五十六条の二の四第二項」を「第六十条第二項」に改める。

第六条中「第五十六条の二の四第四項」を「第六十条第四項」に改め、同条第八号中「見込」を「見込み」に改める。

第七条から第九条までの規定中「第五十六条の二の四第四項」を「第六十条第四項」に改める。

第十七条中「第五十六条の二の八」を「第六十六条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条の見出しを「（国の機関による現状変更等）」に改め、同条第一項中「現状変更」の下に「又は

輸出」を加え、「第九十七条の三第一項第四号又は第二項」を「第一百七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」に、「第十二条から第十四条まで」を「第十四条から第十六条まで並びに第十八条及び第十九

条」に改め、同条第二項中「第九十七条の三第四項」を「第一百七十九条第四項」に、「第五十六条の二の七第一項ただし書」を「第六十四条第一項ただし書」に、「前条」を「第十七条」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条中「第五十六条の二の七第二項」を「第六十四条第一項ただし書」に改め、同条第一号中「登録当時」を「登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

第十五条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### （輸出の届出）

第十八条 法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 輸出を必要とする理由

六 輸出の時期又は期間

七 輸出における輸送方法

八 その他参考となるべき事項

(輸出の届出書の添付書類等)

第十九条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 登録有形文化財の写真

二 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

四 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

五 その他参考となるべき資料

第十四条中「第十二条」を「第十四条」に、「又は図面」を「図面」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第二号中「写真」の下に「又は見取図」を加え、同条を第十五条とする。

第十二条中「第五十六条の二の七第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「移築を行うとき」を「登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うとき」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更する

ときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

第十二条を第十四条とする。

第三章の章名中「現状変更」の下に「及び輸出」を加える。

第十一条中「第九十七条の三第一項第一号及び第二号」を「第一百七十九条第一項第一号及び第二号」に、

「第九十七条の三第一項第三号」を「第一百七十九条第一項第三号」に改め、「第十条の規定を」の下に「、

法第七百七十九條第一項第四號の場合に係るときは第十一條の規定を」を加え、同條に次の三項を加える。

2 法第七百七十九條第三項において準用する法第六十二條ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七百七十九條第一項第五號の規定による通知をして行ふ現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七百七十九條第一項第六號の規定による通知をして行ふ輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七百七十九條第一項第四號の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一條第一項第十號の時期（前項において準用する同條第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二號に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の觀覽に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

第二章中第十一条を第十三条とする。

第十条の見出し中「又はき損」を「き損等」に改め、同条中「第五十六条の二の五」を「第六十一条」に、「又はき損した」を「若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られた」に改め、同条第七号中「又はき損」を「き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）」に改め、同条第八号及び第九号中「又はき損」を「き損等」に改め、同条第十号中「又はき損」を「き損等」に、「取られた」を「執られた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）

七 変更後の所在の場所

八 変更しようとする年月日

九 変更しようとする事由

十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において

て当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十四条第一項の規定による届出を行つて現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第六十五条第一項の規定による届出を行つて輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更し

ようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

別記様式中「登録証」を「登録有形文化財登録証」に改め、「大きさ」のトに「又は寸法、重量、材質そ

の語の華變」を加え、「第56条の2第1項」を「第57条第1項」に改め、備考に次のように加える。

3 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別記様式による登録証は、この省令による改正後の別記様式による登録証とみなす。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条―第四条）</p> <p>第二章 管理に関する届出書（第五条―第十三条）</p> <p>第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条―第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 文化財登録原簿及び登録証</p> <p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代</p> <p>六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴</p> <p>七 （略）</p> <p>（登録証の記載事項）</p> <p>第二条 法第五十八条の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ</p> <p>六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴</p> <p>（登録証の形式）</p> <p>第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>（登録証の再交付）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条―第四条）</p> <p>第二章 管理に関する届出書（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 現状変更に関する届出書等（第十二条―第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 文化財登録原簿及び登録証</p> <p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十六条の二の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 登録有形文化財の構造、形式及び大きさ</p> <p>六 登録有形文化財の建設の年代又は時代</p> <p>七 （略）</p> <p>（登録証の記載事項）</p> <p>第二条 法第五十六条の二の二の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 登録有形文化財の構造、形式及び大きさ</p> <p>（登録証の形式）</p> <p>第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>（登録証の再交付）</p> |

第四条 (略)

第二章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇八 (略)

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇七 (略)

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇八 (略)

二 (略)

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇九 (略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第六十条第四項の規定において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇七 (略)

第四条 (略)

第二章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第五条 法第五十六条の二の四第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇八 (略)

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第六条 法第五十六条の二の四第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇七 (略)

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第五十六条の二の四第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇八 (略)

二 (略)

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第五十六条の二の四第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇九 (略)

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第五十六条の二の四第四項の規定において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇七 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一、六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 現在の所在の場所(登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。)

七 変更後の所在の場所

八 変更しようとする年月日

九 変更しようとする事由

十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の

(滅失又はき損の届出書の記載事項)

第十条 法第五十六条の二の五の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一、六 (略)

七 滅失又はき損の事実の生じた日時及び場所

八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失又はき損の事実を知った日

十 滅失又はき損の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

場所を変更しようとするとき。

二 法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十三条 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更し

（国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十一条 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第九十七条の三第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第九十七条の三第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を準用する。

た後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九條第三項において準用する法第六十二條ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九條第三項において準用する法第六十二條ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

### 第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

#### （現状変更の届出）

第十四条 法第六十四條第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 九（略）

十 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所

十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十二 十四（略）

#### （現状変更の届出書の添付書類等）

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならぬ。

一（略）

二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

三 五（略）

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

### 第三章 現状変更に関する届出書等

#### （現状変更の届出）

第十二条 法第五十六條の二の七第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 九（略）

十 移築を行うときは、移築後の所在の場所

十一 十三（略）

#### （現状変更の届出書の添付書類等）

第十三条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならぬ。

一（略）

二 現状変更をしようとする箇所の写真

三 五（略）

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十七条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

一 登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）

二 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

三 (略)

(輸出の届出)

第十八条 法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 輸出における輸送方法
- 八 その他参考となるべき事項

(輸出の届出書の添付書類等)

第十九条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 登録有形文化財の写真
- 二 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 四 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

第十四条 第十二条の届出の書面又は前条の書類又は図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十五条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第五十六条の二の七第二項の維持の措置の範囲に該当するものとする。

一 登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）

二 (略)

五 その他参考となるべき資料

(国の機関による現状変更等)

第二十條 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更又は輸出について、法第七十九條第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には第十四條から第十六條まで並びに第十八條及び第十九條の規定を準用する。

2 法第七十九條第四項において準用する法第六十四條第一項ただし書の維持の措置の範囲については、第十七條の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一條 法第六十六條の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一八 (略)

(国の機関による現状変更)

第十六條 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更について、法第九十七條の三第一項第四号又は第二項の規定により通知する場合には、第十二條から第十四條までの規定を準用する。

2 法第九十七條の三第四項において準用する法第五十六條の二の七第一項ただし書の維持の措置の範囲については、前條の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第十七條 法第五十六條の二の八の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一八 (略)

別記様式（第3条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）  
表

|                                               |      |
|-----------------------------------------------|------|
| 割印                                            |      |
| 登録有形文化財登録証                                    |      |
| (登録年月日)                                       |      |
| (登録番号)                                        |      |
| (名称)                                          | (員数) |
| (構造、形式及び大きさ又は寸法、重量、材質その他の特徴)                  |      |
| 上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録したことを証する。 |      |
| 年 月 日                                         |      |
| 文部科学大臣                                        | 印    |

改

正

後

別記様式（第3条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）  
表

|                                                 |      |
|-------------------------------------------------|------|
| 割印                                              |      |
| 登録証                                             |      |
| (登録年月日)                                         |      |
| (登録番号)                                          |      |
| (名称)                                            | (員数) |
| (構造、形式及び大きさ)                                    |      |
| 上記の文化財を文化財保護法第56条の2第1項の規定により文化財登録原簿に登録したことを証する。 |      |
| 年 月 日                                           |      |
| 文部科学大臣                                          | 印    |

現

行

裏

|               |  |
|---------------|--|
| 所有者の氏名又は名称    |  |
| 所有者の住所        |  |
| 登録有形文化財の所在の場所 |  |
| 交付又は再交付の年月日   |  |

| 変更事項 | 変更後の所有者の氏名又は住所等 | 変更の年月日 |
|------|-----------------|--------|
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならぬことになっています。

- 1 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
- 2 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

裏

|               |  |
|---------------|--|
| 所有者の氏名又は名称    |  |
| 所有者の住所        |  |
| 登録有形文化財の所在の場所 |  |
| 交付又は再交付の年月日   |  |

| 変更事項 | 変更後の所有者の氏名又は住所等 | 変更の年月日 |
|------|-----------------|--------|
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならぬことになっています。

- 1 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
- 2 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

○文部科学省告示第四十四号

登録有形文化財登録基準（平成八年文部省告示第百五十二号）の全部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録有形文化財登録基準

建造物以外の部

建造物以外の有形文化財（重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として製作後五十年を経過したものであつて歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規

定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現 行                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>建造物以外の部</p> <p>建造物以外の有形文化財（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として製作後五十年を経過したものであつて歴史的若しくは系統的にまとまつて伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 文化史的意義を有するもの</li><li>二 学術的価値を有するもの</li><li>三 歴史上の意義を有するもの</li></ul> <p>建造物の部</p> <p>建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国土の歴史的景観に寄与しているもの</li><li>二 造形の規範となっているもの</li><li>三 再現することが容易でないもの</li></ul> | <p>建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第九十条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 国土の歴史的景観に寄与しているもの</li><li>二 造形の規範となっているもの</li><li>三 再現することが容易でないもの</li></ul> |

○文部科学省令第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

目次

第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条―第四条）

第二章 管理に関する届出書（第五条―第十三条）

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条―第二十条）

附則

第一章 文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条 法第九十条第三項において準用する法第五十八条第三項の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項

(登録証の形式)

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

(登録証の再交付)

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えるものとする。

第二章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第九条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 変更前の氏名又は名称及び住所

五 変更後の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 その他参考となるべき事項

（滅失、き損等の届出書の記載事項）

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び概要

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）

七 変更後の所在の場所

八 変更しようとする年月日

九 変更しようとする事由

十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第十二条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期(同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期)において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十三条 国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第百七十九条第

一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書（法第九十条第三項において準用する場合に限る。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登

録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

### 第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

#### (現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

#### 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

八 現状変更を必要とする理由

九 現状変更の内容及び実施の方法

十 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十一 現状変更の着手及び終了の予定時期

十二 その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書

二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（現状変更の届出を要しない場合）

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。

二 登録有形民俗文化財がき損している場合又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。

四 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

#### (輸出の届出)

第十八条 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 輸出を必要とする理由

六 輸出の時期又は期間

七 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

二 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

三 その他参考となるべき資料

(国の機関による現状変更等)

第十九条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形民俗文化財の現状変更又は輸出について、法第一百七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には第十四条から第十六条まで及び前条の規定を準用する。

2 法第一百七十九条第三項において準用する法第六十四条第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、第十七条の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 技術的指導を必要とする理由

八 その他参考となるべき事項

#### 附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

表

割印

登録有形民俗文化財登録証

（登録年月日）

（登録番号）

（名称）

（員数）

（内容を示す事項）

上記の文化財を文化財保護法第 9 0 条第 3 項において準用する法第 5 7 条第 1 項の規定により文化財登録原簿に登録したことを証する。

年 月 日

文部科学大臣

印

裏

|                 |  |
|-----------------|--|
| 所有者の氏名又は名称      |  |
| 所有者の住所          |  |
| 登録有形民俗文化財の所在の場所 |  |
| 交付又は再交付の年月日     |  |

| 変更事項 | 変更後の所有者の氏名又は住所等 | 変更の年月日 |
|------|-----------------|--------|
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |
|      |                 |        |

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならないことになっています。

- 1 登録有形民俗文化財の所有者が変更したとき。
- 2 登録有形民俗文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

○文部科学省告示第四十五号

登録有形民俗文化財登録基準を次のように定め、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録有形民俗文化財登録基準

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形様、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であつて、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であつて、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

○文部科学省令第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則  
目次

第一章 文化財登録原簿（第一条）

第二章 標識等の設置の基準（第二条―第七条）

第三章 管理に関する届出書（第八条―第十五条）

第四章 現状変更に関する届出書等（第十六条―第二十一条）

附則

第一章 文化財登録原簿

(文化財登録原簿の記載事項)

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所
- 七 登録記念物の内容を示す事項
- 八 その他参考となるべき事項

第二章 標識等の設置の基準

(標識)

第二条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項（法第百二十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 文部科学省の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 登録年月日

（説明板）

第三条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

## 六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、登録に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

### （標柱及び注意札）

- 第四条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が登録に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

### （境界標）

- 第五条 法第一百三十三条において準用する法第一百五条第一項の規定により設置すべき境界標には、登録に係る地域の境界を示す方向指示線並びに登録記念物境界の文字及び文部科学省の文字を記載するものとする。

- 2 前項の境界標は、登録に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該登録記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第七条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

第三章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第八条 法第百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第九条 法第百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第十条 法第三百三十三条において準用する法第二百二十条において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が登録に係る地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第十一条 法第百三十三条において準用する法第百二十条において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第十二条 法第三百三十三条において準用する法第二百二十条において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名又は名称及び住所

六 変更後の氏名又は名称及び住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第十四条 法第三百三十三条において準用する法第百十五条第二項(法第百二十条において準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつた後三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第十五条 国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十三条の規定を、法第七十九条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

#### 第四章 現状変更に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十六条 法第三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

八 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 現状変更を必要とする理由

十 現状変更の内容及び実施の方法

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更に係る地域の地番

十四 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

十五 その他参考となるべき事項

(現状変更の届出書の添付書類等)

第十七条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 現状変更の設計仕様書及び設計図

二 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌（ぼう）を表示した実測図

三 現状変更に係る地域のキャビネ型写真

四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

五 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書

六 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

七 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。  
い。

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十八条 第十六条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十九条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第百三十三条において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

一 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

二 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合

三 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

(国の機関による現状変更)

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録記念物の現状変更について、法第百七十九条第一項第五

号又は第二項の規定により通知する場合には、第十六条から第十八条までの規定を準用する。

- 2 法第七十九条第四項において準用する第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、前条の規定を準用する。

（技術的指導を求める場合の書面の記載事項）

第二十一条 法第三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 技術的指導を必要とする理由

八 その他必要となるべき事項

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十六号

登録記念物登録基準を次のように定め、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

登録記念物登録基準

〔遺跡関係〕

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

〔名勝地関係〕

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該

当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

〔動物、植物及び地質鉱物関係〕

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象